

## よくある不備の内容

- これまでに山形県が実施した給付金事業において多く見受けられた「確定申告書に関する不備」を以下のとおりまとめました。
- 申請いただいた内容に不備があると、その解消のための手続きが必要となり、給付金支払いまでに時間を要することとなります。
- 申請にあたっては、申請書や申請の手引きとともに、以下の内容についてもよくご確認のうえ、申請くださるようお願いいたします。

No.	不備の内容	左記の場合の対応方法
1	確定申告書の写しに <u>税務署の収受日付印がない</u>	収受日付印がない確定申告書の写しに加えて、 ①～③のいずれかの書類を添付してください。 ①その年度の納税証明書（その2 所得金額用）の写し ②税務署で保管している申告書原本を撮影した写真 ③受信通知（メール詳細）の写し（e-Tax で確定申告した場合）
2	確定申告書の写しが添付されていない	確定申告書の写しを添付してください。
3	確定申告書の写しと申請書の <u>住所が一致していない</u>	原則として住所が一致していることが必要です。仮に事務所の移転等により住所が変わった場合は、そのことを証明できる資料（公的機関が発行した書類など）を添付してください。
4	確定申告書の写しと申請書の <u>氏名又は法人名が一致していない</u>	原則として氏名が一致していることが必要です。何らかの理由（結婚、社名変更など）により氏名が異なる場合は、申請書の欄外にその理由を付記してください。 また、そのことを証明できる資料（公的機関が発行した書類など）を添付してください。